

ごみ処理施設整備検討委員会の開催スケジュール及び協議事項について

回	開催時期	協議事項	決定事項
1	令和2年 9月15日	・整備スケジュール ・ごみの排出量の実績と見込 ・施設整備規模 ・計画ごみ質 ・メーカーアンケート（第1回）の内容 ・PFIの導入事例	施設整備規模 計画ごみ質
2	令和2年 11月中旬	・メーカーアンケート（第1回）の結果 ・整備スケジュール ・処理方式 ・メーカーアンケート（第2回）の内容	整備スケジュール
3	令和2年 12月下旬	・メーカーアンケート（第2回）の結果 ・処理方式 ・必要敷地面積 ・事業方式 ・公募条件（案）	処理方式 必要敷地面積 事業方式
4	令和3年 1月下旬	・公募条件（最終案） ・ごみ処理施設整備基本計画（案） ・PFI等導入可能性調査の結果（案）	公募条件
5	令和3年 2月中旬	・ごみ処理施設整備基本計画（最終案） ・PFI等導入可能性調査の結果（最終案）	

(仮称)栗東市森林環境議与税基金条例制定スケジュール

7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
県内市町基金条例制定調査			基金の方針作成			地元森林組合、関係課との協議			総合調整会議			議会説明			条例案議会上程 (基金への積立予算提案)			条例施行		

令和2年 月 日
栗 東 市

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

本市の森林面積は2,327haで、総面積の約44%を占めており、その内民有林は1,883ha、国有林は444ha、公有林を除く私有林は1,812haあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1. 森林整備の推進

本市の私有林では、森林経営計画を作成し、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して境界明確化や森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2. 人材育成・担い手確保

林業就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3. 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、理解の促進を図るため、森林を活用した森林環境教育などを進めます。

4. 木材利用の促進

市内の人工林資源の多くは利用期を迎えていることから、市内産人工林材の利活用が課題となっています。このため、市内の公共施設などの木造化・木質化を進めていきます。

栗東市森林環境譲与税基金条例の概要

1. 基金設置の趣旨

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」といいます。）が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました（同年4月1日施行。ただし、森林環境税に係る部分については令和6年1月1日施行）。

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められており、本市の基本方針に基づき効果的な事業を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項に基づき、基金を設置するものです。

2. 条例の骨子

（設置）

第1条に、基金の目的を定める。

（積立て）

第2条に、積み立てる額は予算に定める。

（管理）

第3条に、最も確実かつ有利な方法により管理することと定める。

（運用益金の処理）

第4条に、基金の利子等の積み立てを定める。

（繰替運用）

第5条に、財政上必要な場合は、歳計現金にできることを定める。

（処分）

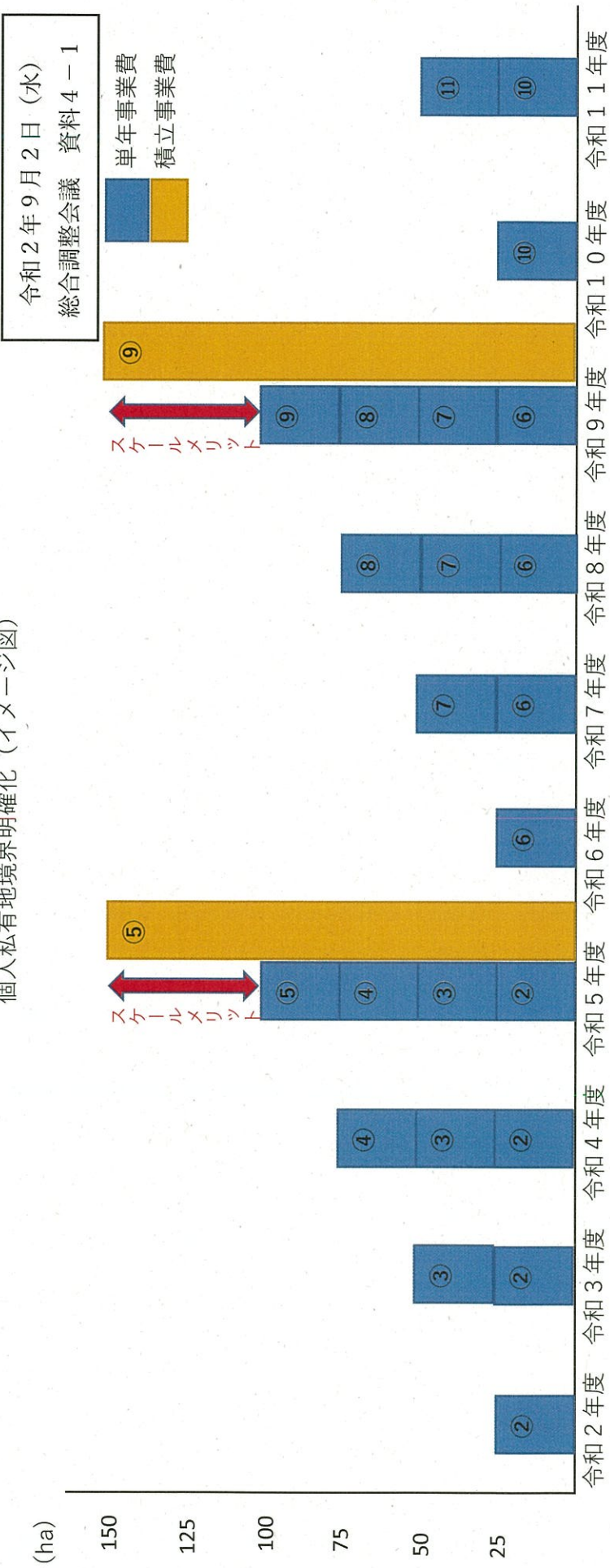
第6条に、基金の支出で、第1条の目的に限り、支出できると定める。

（委任）

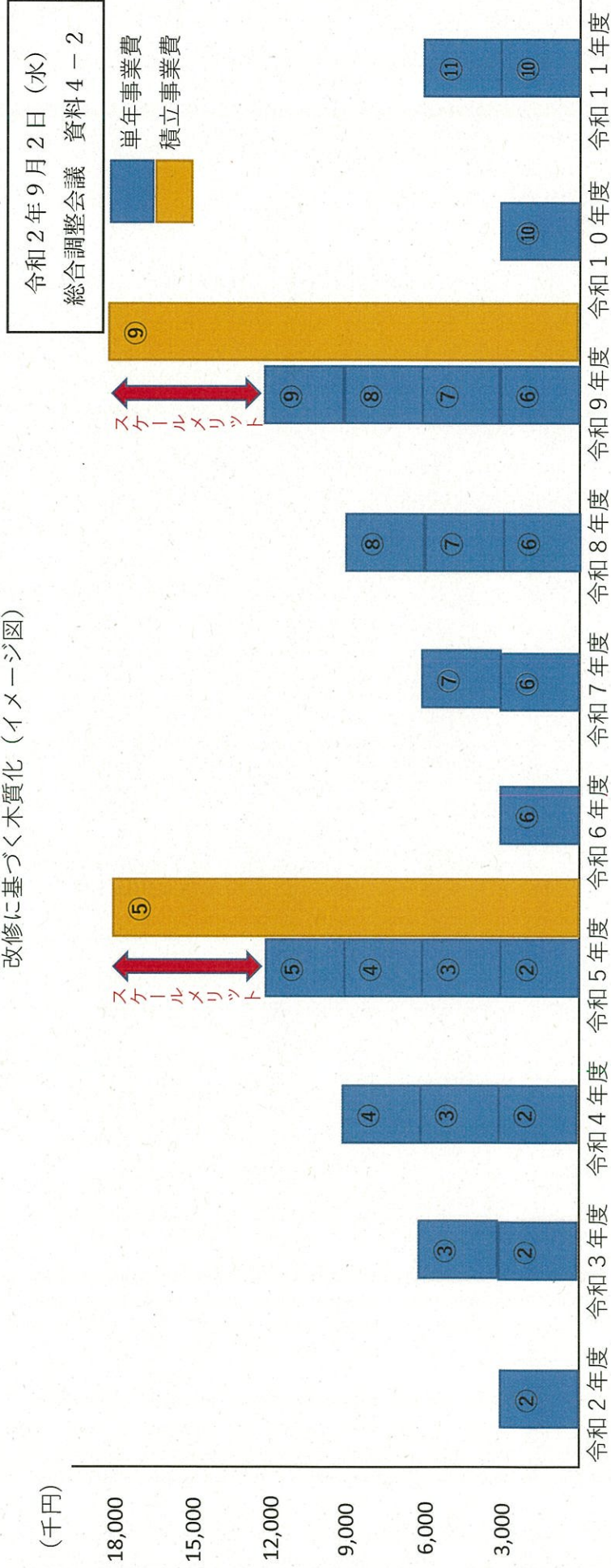
第7条に、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

（施行）令和3年1月1日から施行する。

個人私有地境界明確化（イメージ図）



改修に基づく木質化（イメージ図）

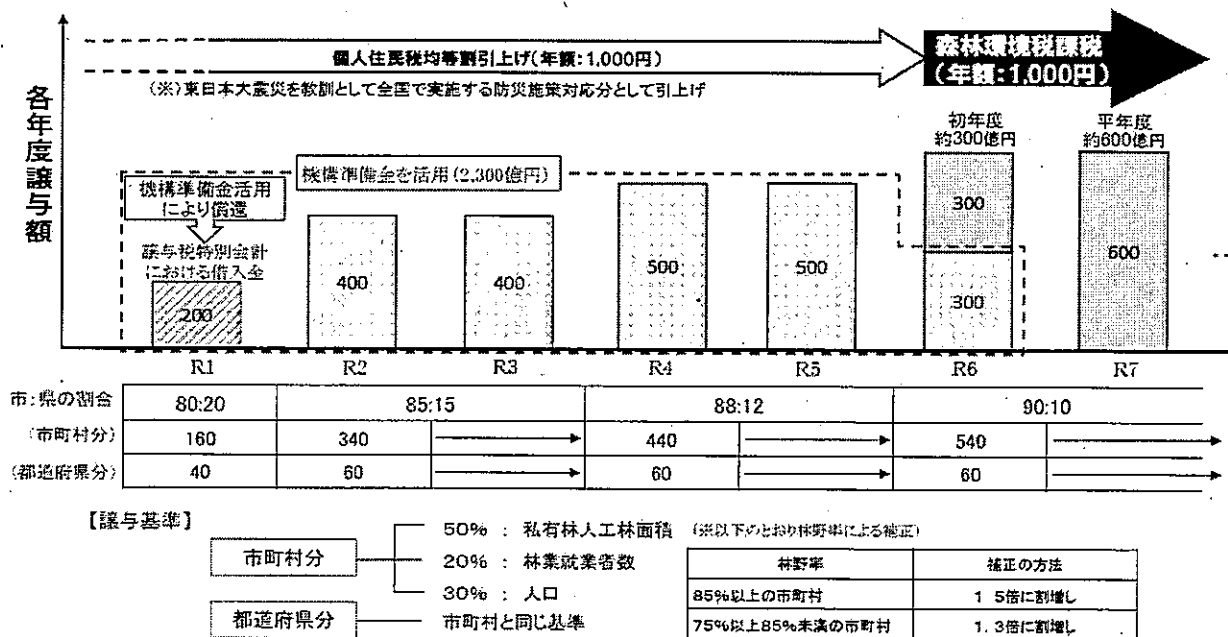


森林環境譲与税譲与金の譲与額（予定含む）

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
9月	2,104,000円	4,471,000円	4,471,000円	5,786,000円	5,786,000円	7,101,000円
3月	2,105,000円	4,473,125円	4,473,125円	5,788,750円	5,788,750円	7,104,375円
合計	4,209,000円	8,944,125円	8,944,125円	11,574,750円	11,574,750円	14,205,375円
		2.125	2.125	2.75	2.75	3.375

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）



龍谷大学連携事業（社会学部後期科目「まちづくり論」）について

1. これまでの経過

本市は、以前から協力関係のある龍谷大学と、互いの人的および知的資源の交流と物的資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として、平成 29 年 7 月 11 日付で包括連携協定を締結した。

この連携協定に基づく取り組みの一つとして、大学からの依頼を受け、平成 30 年度から初の試みとして本市職員が講師となり大学の講義を担当している。

具体的には、昨年度及び一昨年度の 9 月～1 月にかけて、社会学部後期科目「まちづくり論」（週 1 回）の講義の講師として市職員を派遣し実施したものであり、市職員 1 名（住宅課 竹山係長（当時））が授業全体（全 15 コマ）をコーディネートするとともに、担当課職員（平成 30 年度 5 部局 7 名、令和元年度 7 部局 9 名）がゲストスピーカーとして登壇し、各担当課が実施する施策をテーマに講義を行った。

昨年度は主に 2 回生約 100 名程度の受講者があり、最終日には講義で学んだ本市取り組みを踏まえ 14 の提案が出され、本市から 2 名が審査員として出席しコンペを実施した。また、閉講後にはコーディネーター・ゲストスピーカーによる職員向け成果報告会を開催し、情報共有を行った。

2. 目的

本市が本事業に取り組む目的としては主に以下のとおり。

- 人材育成の一環として職員を派遣することで、職員のプレゼン能力の向上・開発につなげることができる。
- 学生が講義を通じて本市の取り組みを学ぶことで、栗東に関心を持ち、将来的に何らかの形で本市のまちづくりに関わることが期待できる。
- 学生の視点で出された提案を、可能な範囲で本市施策の課題解決に活かすことができる。

3. 課題

昨年度までの 2 年間実施した結果、主に以下の課題が挙げられる。

- 大学側は現役の自治体職員に講義をしてもらえ、まちづくりの生の声を聴ける、学べるという大きなメリットがあった一方で、本市側にメリットがあったとは言い難い状況である。
- 学生から出された提案の中には実現可能と思われる優れたものも見受けられたが、

本市施策への活用・実現にまで至っていない。

- そのような状況の中で、この取り組みを市として人材育成の一環として有益な手法ととらえ、今後も継続するのか、評価・検証が必要である。

4. 今年度実施計画

3. に挙げる課題を踏まえ、今年度は以下の内容で実施する。

- 今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、オンデマンド方式(オンライン上に映像や資料等をアップロードし、学生が都合のよい時に視聴・学習する形式)の講義となる予定。
 - 昨年度に引き続き、住宅課 竹山課長補佐にコーディネーターを務めていただくとともに、別紙講義計画(案)に想定する7コマ(空欄箇所)について、各部から担当職員にゲストスピーカーとして登壇いただき、オンデマンド方式による講義を行う。
 - 講義テーマについては、原則として、昨年度と同様に、各部の中で課題解決に向けた一つの手法として学生の意見・提案を求める施策一つを選定し、併せてゲストスピーカーを選定することとする。
- ※ ゲストスピーカーについては、負担軽減のため、1コマを複数課・複数職員で担当することは可能。また、別紙日程内にて登壇日を変更することも可能。
- これまで行ってきた最終日のコンペについては開催が困難なことから、個人での企画・提案のレポート提出により採点する。
 - これまでの取り組み結果を踏まえ、評価・検証を行った上で、今後の対応について大学側と協議を行うこととする。

《今後の予定》

- 9月2日(水) 総合調整会議にて報告後、各部へ依頼
→ 各部内で講義テーマ及びゲストスピーカーの選定(9/11〆切)
- 9月中～下旬 コーディネーター・ゲストスピーカー打ち合わせ
- 9月23日(水) 「まちづくり」論開講予定(毎週水曜日) ※ 全15コマ
- 10月下旬(予定) ゲストスピーカーによる講義開始
- 1月13日(水) 閉講

5. 各部への依頼事項

各部におけるテーマ及びゲストスピーカーの選定を依頼するとともに、ゲストスピーカーに講義いただくことについて、ご理解、ご配慮を依頼する。

令和2（2020）年度 まちづくり論 オンデマンド講義計画（案）

※ 住宅課 竹山課長補佐より

1. 講義計画（案）

回	日程	タイトル	担当	概要
1	9.23	オリエンテーション	竹山	本年度の講義計画（概要） 評価方針等
2	9.30	まちづくり・市民参画と協働	竹山	まちづくりの定義づけ 内発的発展論など
3	10.7	人口減少社会と総合戦略	竹山	人口減少社会の状況 地方創生
4	10.14	各部におけるテーマ①		
5	10.21	各部におけるテーマ②		
6	10.28	各部におけるテーマ③		
7	11.4	まちづくり事例	竹山	各部テーマに重複しないテーマ を設定予定
8	11.11	各部におけるテーマ④		
9	11.18	各部におけるテーマ⑤		
10	11.25	各部におけるテーマ⑥		
11	12.2	各部におけるテーマ⑦		
12	12.9	まちづくり事例	竹山	各部テーマに重複しないテーマ を設定予定
13	12.16	個人ワーク①	竹山	政策提案レポート 作成プロセス①
14	1.6	個人ワーク②	竹山	政策提案レポート 作成プロセス①
15	1.13	個人ワーク③	竹山	政策提案レポート 作成プロセス①

2. 各コマの構成イメージ

(1) 講義時間

- ・本講義計画(案)は組換え(実施日の変更)や、1コマを複数課で担当することも可能である。
- ・1コマの講義時間は90分であるが、本年度はオンデマンド方式であることから、講義映像(約30分程度)の作成が必要となり、残りの60分程度が出席レポート(コメントシート)および講義の整理時間として取り扱う予定。(作成する映像に、講義風景やPPTデータを映し出す予定)

(2) 時間調整

- ・初めてのオンデマンド方式での講義となるため、各課の創意工夫により講義構成は作成いただくものとし、概ね30分程度にまとめるようにご協力をお願いしたい。

(3) ゲストスピーカー

- ・講義時間や内容の調整に応じて、組換えや追加等も可能である。

3. 政策提案レポート

- ・本年度は、オンデマンド形式による講義形態であり、グループワークが困難であるため、個人ワーク方式により実施するものとする。
- ・栗東市の事例を中心とした内容で、地方自治を中心としたまちづくりを学びながら、学生たちには個人ワークによる政策立案を課題として実施し、講義終了後には、政策提案レポートの提出を求める。
- ・政策提案レポートに関しては、庁内での情報共有に努め、大学連携による効果を高めるように配意することが必要と考えられる。
- ・従来まで実施してきた最優秀賞や優秀賞等の顕彰に関して、学生のモチベーション向上に寄与する仕組みを構築することが課題となり、政策提案レポートの具現化や、報道機関への情報提供等を検討する必要がある。
- ・政策提案レポートのテーマに関しては、例年、「栗東市の地方創生に寄与する施策」としているが、本年度のテーマ設定をいかにするのかも、検討課題となっている。

4. その他

- ・各講義では、出席確認を兼ねてコメントシートの提出を求めている。
- ・コメントシートには、2～3点程度の設問を設定できるので、各課で学生の意見を求めたいことなどの課題設定をお願いする。
- ・コメントシート(コピー)は、各課にも情報提供する。

令和元（2019）年度 まちづくり論 講義概要（実績）

回	日程	タイトル	担 当
1	9. 25	オリエンテーション	竹山
2	10. 2	まちづくり・市民参画と協働	竹山
3	10. 9	人口減少社会と総合戦略	竹山
4	10. 16	グループワーク①	竹山
5	10. 23	協働によるまちづくり	市民政策部 自治振興課 木村課長
6	10. 30	子どもの発達支援	子ども・健康部 子ども発達支援課 永澤係長
7	11. 6	100歳大学	福祉部 長寿福祉課 青木補佐 一社）健康・福祉総研 宮川理事
8	11. 13	グループワーク②	竹山
9	11. 20	投票率の向上、マイナンバー	総務部総務課 西川係長 総務部総合窓口課 井沢係長
10	11. 27	栗東市の環境政策	環境経済部 環境政策課 武田補佐、矢間主幹
11	12. 4	住宅施策	建設部 住宅課 西宮主事
12	12. 11	グループワーク③	竹山
13	12. 18	文化行政のまちづくり	教育部 スポーツ・文化振興課 木村主幹
14	1. 8	プレ発表会	竹山
15	1. 15	政策コンペ、総括	市民政策部 内藤次長 総務部総務課 池崎補佐 龍谷大学社会学部 古荘専任講師

十里改良住宅入居者募集にかかる方針

1. 方針

十里改良住宅（以下、「改良住宅」という。）は、小規模住宅地区等改良事業の承認を受け、抜本的全面修復型まちづくり事業（以下、「十里まちづくり事業」という。）に伴い建設した住宅である。この改良住宅への入居に関しては、栗東市営住宅管理条例第42条に基づき募集しているが、一部（全30戸のうち10戸）で空き家（室）が発生しており、適正な住宅管理の観点からも入居を推進する必要がある。そのため条例第42条第2項による一般募集に先立ち、条例第42条第1項の対象者の再確認を行う。

2. 入居者募集について

十里改良住宅の空き家（室）における入居者募集方針については、令和2年8月27日開催の同和対策本部幹部会議にて了承。今後、募集の実施に向け、関係3課（人権政策課、ひだまりの家、住宅課）による内部協議を進め、改良住宅運営委員会を経て、最終決定する。

決定後、地元説明及び対象者への周知を図ったうえで入居者を募集し、入居者審査について改良住宅運営委員会に諮り、入居者を決定する。その後、入居が決定した住宅の修繕工事を実施し、本年度末を目途に入居を開始する予定である。

募集方法については、栗東市営住宅管理条例第42条に基づき入居者を募集するため、まずは、当時十里まちづくり事業により住宅を失った者で、入居を希望しかつ住宅に困窮している者が対象となる。その後対象者による入居希望者がなく、空き家がある場合は一般募集へと移ることとなる。

※ 当時十里まちづくり事業により住宅を失っていない者（存置住宅の者）は対象外となるので一般募集での対応となる。

○入居者募集に係るスケジュールについて

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
同和対策本部会議	総調会議・議会説明会	改良住宅運営委員会 地元周知・募集	入居者審査	入居者決定			入居開始
					修繕工事		

※一般募集は令和3年度からとなる

3. 入居者募集根拠

○市営住宅管理条例抜粋

(改良住宅への入居)

第42条 市長は、次に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮していると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。

(1) 小規模要綱に基づく小規模住宅地区等改良事業の施行に伴い、住宅を失った世帯に属する者

(2) 前号の事業計画の承認（小規模要綱に基づく国土交通大臣の承認をいう。）の日以後に当該事業地区内において災害により住宅を失った世帯に属する者

2 市長は、前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず又は居住しなくなった場合は、その戸数に相当する数の世帯を、住宅に困窮していると認められる世帯の中から公正な方法で選考し、当該改良住宅に入居させなければならない。

○小規模住宅地区等改良事業制度要綱抜粋

第9 小規模改良住宅の入居

1 小規模住宅地区等改良事業の施行者は、次に掲げる者で、小規模改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを小規模改良住宅に入居させなければならない。

(1) 小規模住宅地区等改良事業の施行に伴い住宅を失った世帯に属する者

(2) 事業計画の承認の日（地域住宅計画又は都市再生整備計画を作成している場合は当該計画の提出の日）以後に事業地区内において災害により住宅を失った世帯に属する者

2 事業計画、地域住宅計画又は都市再生整備計画に従って整備された小規模改良住宅に、前項の規定により小規模改良住宅に入居させるべき者が入居せず又は居住しなくなった場合は、その戸数に相当する数の世帯を、住宅に困窮していると認められる世帯の中から公正な方法で選考し、当該小規模改良住宅に入居させなければならない。

第 3 4 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会について

日 時：令和 2 年 8 月 2 7 日（木） 1 9 : 0 0 ~

場 所：なごやかセンター 集会室

出席者：滋賀県、栗東市、地元住民等〇〇人（出席者の中に市議員〇〇名を含む）

<議事>

1. 前回の開催結果について（書面開催 意見・質問） 資料 1

① 処分場は浸透水を集めて処理して、浄化することとしているのでは、との問いに対し、「硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するため、場内の浸透水を下流の浸透水貯留層に集めて揚水し、水処理して浄化し、公共下水道に放流している。また、掘削した部分に集水管を設置して浸透水の集水を促進している。今後は浸透水等の水位、水質だけでなく、ガスの発生状況等も併せてモニタリングし、二次対策工事の効果を検証していく予定です。」と回答されました。

② ドラム缶が二次対策工で約 700 本が出ていますが、全ドラム缶の発見箇所と過去の住民情報とはどれくらい合致していたのでしょうか、また、過去の電気探査結果からの、ドラム缶発見の有効性はいかがでしたか、との問いに対し、「合計 795 本のドラム缶を発見しており、うち二次対策工で発見されたドラム缶は 453 本です。まだ、住民情報や電気探査結果との精査・突合はできていないので、早い時期にお示ししたいと思います。」と回答されました。

③ 家庭系ごみの影響について、調査結果の数値はいずれも環境基準以下とのことであるが、周辺の場所と比較して相対的にみると高い数値ではないか、との問いに対し、「遮水壁外の家庭系ごみが電気伝導度に影響を与える可能性はあると考えているが、現時点では、電気伝導度は相対的に高いものの有害物質は環境基準を超過していないので、家庭系ごみが具体的に被害を与えている状況にはないものと考えている。」と回答されました。

2. 二次対策工事等の進捗状況について 資料 2

A～E までのすべての工区で掘削と遮水工が完了。現在、平面部覆土工が行われており、残る舗装工事、フェンス工事については、11 月末に完了予定となっています。（P 2 参照）

3. 令和 2 年度第 1 回モニタリング調査結果について 資料 3 資料 3-1 資料 3-2

これまでの調査結果と比べ、大幅な変化はなく、ひ素で 3 地点、ほう素で 1 地点の基準超過がありました。なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査につきましては、前回と同様に 3 地点とも環境基準を超える有害物質は検出されませんでした。今後もモニタリングを重ね、動向を注視する必要があります。（P 2 4～2 8 参照）

また、処分場上流側にあたる No. 1-1 の電気伝導度の上昇についての考察、処分場北側の H26-S2 (2) の地下水水質の動向について、説明がありました。

4. その他 資料 4 資料 5

これまでの取組の記録をまとめ、振り返ることで今後の廃棄物行政に生かす「アーカイブの作成」、「跡地利用検討の進め方について」は、今後の進め方、跡地利用について話し合う場の設定について協議しました。

第 34 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会 次第

日 時 令和 2 年 8 月 27 日 (木) 19:00～
場 所 なごやかセンター 集会室

■議 事

1. 前回の開催結果について
2. 二次対策工事等の進捗状況について
3. 令和 2 年度第 1 回モニタリング調査結果について
 - No. 1-1 井戸における電気伝導度の上昇について
 - H26-S2 (2) の地下水質 (Ks3 層) について
4. その他
 - アーカイブの作成について
 - 跡地利用検討の進め方について

配布資料

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 第 33 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会 (書面開催) にいただいた
ご意見・ご質問への回答について |
| 資料 2 | 工事等の進捗状況について |
| 資料 3 | 令和 2 年度第 1 回モニタリング調査結果について |
| 資料 3-1 | No. 1-1 井戸における電気伝導度の上昇について |
| 資料 3-2 | H26-S2 (2) の地下水質 (Ks3 層) について |
| 資料 4 | アーカイブの作成について |
| 資料 5 | 跡地利用検討の進め方について |

第33回 旧RD最終処分場問題連絡協議会（書面開催）にいただいた
ご意見・ご質問への回答について

■日 時 令和2年6月（書面開催）

■ご意見・ご質問の回答（⇒が県の回答です）

1. 前回の開催結果のまとめについて

- ① 「ECの水質項目が降雨により一時的に変動する状況が見られ、ガスの発生状況等いろいろな側面から注視していきたい。また、ガスが発生する状態が想定されるようであれば改善する対策を考えていく必要があると考えている、と回答」とあるが、水が入れ替わらなくても、ガスが発生するなど、不具合が出なかったら何もしないという事ですか？ 処分場は浸透水を集めて水処理をして、浄化することとしているのでは？ これに反することはないのですか？

⇒ 二次対策工事においては、「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」別紙「二次対策工事基本方針」に基づき、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するため、場内の浸透水を下流の浸透水貯留層に集めて継続して揚水し、揚水した浸透水は水処理をして浄化し、公共下水道に放流しています。また、掘削した部分に集水管を設置して浸透水の集水を促進しています。

今後は、浸透水等の水位、水質だけでなく、ガスの発生状況等も併せてモニタリングし、二次対策工事の効果を検証していく予定です。

2. 工事等の進捗状況について

- ① 鉛含有廃棄物土についてで、「・・・参考基準の150mg/kgを超過・・・」とあるが、「・・・参考基準（土壌汚染対策法）の150mg/kgを超過・・・」の事ですか？ 溶け出さなければ、または散乱して触れなければ良いと考えて、粘性土でくるむ処理ですが、地震などで外部に出る事も考えると、150mg/kg以上の良くないものは、せっかく分かったのですから、取り除く事が安心に繋がると考えますが、県としてはいかがですか？（想定外との言い訳になるようなことはないですか。）

⇒ 鉛含有廃棄物土については、第14回旧RD最終処分場問題連絡協議会（平成27年12月）において方針をご説明したうえで、平成28年度に適合確認分析（溶出試験）を再度実施したところ、鉛の溶出量が土壌環境基準値を下回っており埋戻基準に適合していたことから、埋め戻すこととしたものです。

埋め戻しを行うに当たっては、土壌汚染対策法および土壌汚染対策法施行規則において覆土することが定められていますが、これに加えて、遮水性のある粘性土にくるんだ上で、地下水位より高い位置に埋め戻しています。

今後は、日常点検、定期点検、臨時点検を行い、適切に管理を行います。

- ② 「なお、法面部については、6月よりシート張を実施する予定です。北尾団地側法面については、過去に整備したシートが古くなったため撤去し、モルタル吹付を行います。」で、いつ整備したシートで、シートはどんなシートで、古くなりどんな状態になったのですか？ モルタル吹付はいつ決定したのですか？ ま

たその経緯は？ シートおよびモルタル吹付の耐久年数は？

その他の部分はシートで行なうようですが、モルタル等は工事の妥当性検証後の処置に支障になることはありませんか。

⇒ 北尾団地側法面のシートは平成 26 年 3 月に整備しております。シートはポリ系の繊維シートで古くなると破損し飛散する恐れがあります。

処分場の法面のシートは浸透水貯留槽の容量の関係で遮水する必要があり、また、維持管理のために防草の役割を持たせています。盛土の圧密沈下に対応するために柔軟性のあるシートで計画しております。

北尾団地側法面のシートは施工後 5 年以上経過しており張り替えの必要があること、第 29 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会（令和元年 6 月）において北尾団地自治会からシートのめくれや雑草の繁茂への対応について要望があったこと、施工したシートのたわみも無く圧密沈下が終了していること、これらのことを踏まえモルタル吹付工で施工することにしましたものです。なお、一般的にコンクリート構造物の耐用年数は 50 年とされていますが、モルタル吹付の場合は現場条件により異なるため数値化されていません。

工事の妥当性検証およびその後の処置についてですが、「RD 最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」に基づき、しっかりと対策工の有効性の確認を行い、対応してまいります。

③ 廃棄物の処分実績等（資料 2 の 9 ページ）について、上の表（「二次対策工事土工・処分実績」）と下の表（「特異な廃棄物の処分および保管状況」）との関係はどのようなものか。

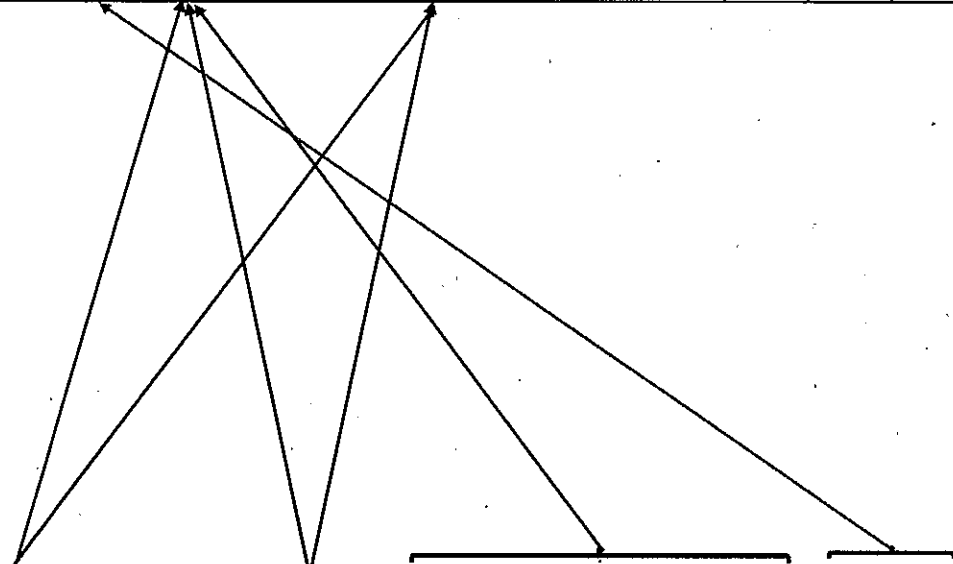
具体的には、下の表で示している重量等はそれぞれ上の表で示している重量等の内数になるのか。また、そうであるとすれば、下の表で示している品目は上の表ではどの項目でカウントされているのか。

⇒ 上の表は二次対策工事の掘削や廃棄物等の処分の実績を集計した表です。下の表は関心の高い特異な廃棄物を対象に、その保管量と処分量を集計した表で、どの程度処分が進んだのかを示す表としており、平成 17 年、平成 19 年に掘削し保管していたドラム缶で二次対策工事期間中に処分したものも含めてお示ししています。なお、現在保管中の廃棄物は、令和 2 年度内に適正に搬出処分する予定です。

また、上の表と下の表の関係は、下の表に記載されている「処分済重量等」の欄が上の表の内数となり、上の表と下の表の品目の対応関係は次の図のとおりです。

下の表の廃棄物名	
医薬系薬びん等 (土砂等を含む)	H17,H19掘削 後場内保管分
	ドラム缶と一斗缶 (土砂等を含む)
	二次対策工事 掘削分
廃コンデンサ (低濃度PCB廃棄物)	
低濃度PCB汚染物	
安定器	
廃石綿等	
廃鉛蓄電池	
廃消火器	
廃ガスボンベ	

上の表の廃棄物名
可燃物(主に廃プラスチック類で木くず等が混じるもの)
不燃物(ガラス陶磁器くず、金属くず)
有害物(掘削由来:バッテリー、感染性廃棄物相当物)
有害物(場内残置物:バッテリー、変圧器等)
有害物(FG区画、I区画、E区画他)
ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土
鋭利なものを含む等、選別に適さない廃棄物土等
旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物混じり土
セメント混合廃棄物土
ふっ素が土壌環境基準を超過したもの
覆土等で鉛が土壌環境基準を超過したもの
金属くず



* 医薬系薬びん等（土砂等を含む）とドラム缶と一斗缶（土砂等を含む）は、廃棄物の性状によって、2種類に分別しています。

- ④ ドラム缶が2次対策工で約700本が出ていますが、全ドラム缶の発見箇所と、過去の住民情報とはどれくらい合致していたのでしょうか？
また、過去の電気探査結果からの、ドラム缶発見への有効性はいかがでしょうか？

⇒ 平成17年の西市道平坦部調査以来、合計795本のドラム缶を発見しています。うち二次対策工で発見されたドラム缶は453本です。

ドラム缶は、西市道沿いのD、E工区で発見されたものが多く、それ以外ではB、C工区や有害物掘削除去工で出てきたものが数割程度となっています。まだ、過去の住民情報および電気探査等の物理探査結果との精査・突合はできておりませんが、できるだけ早い時期にお示ししたいと思います。

3. 令和元年度第4回モニタリング調査結果について

- ① 場内浸透水について、各地点の調査結果をみると、Ks3層（上の層）の方が、Ks2層（下の層）よりも電気伝導度などの数値が高く、汚れているように考えられる。このことは、Ks3層（上の層）の遮水が不十分であることを示唆しているのではないかと。

⇒ Ks3層において電気伝導度が高い値を示している地点はH26-S2(2)井戸ですので、この井戸の状況について説明します。この井戸は、鉛直遮水壁の外側直近の位置にあり、鉛直遮水壁施工前後で電気伝導度やほう素の数値に大きな変化がないこと等から、遮水壁施工前の浸透水が停滞した状態になっているものと考えております。

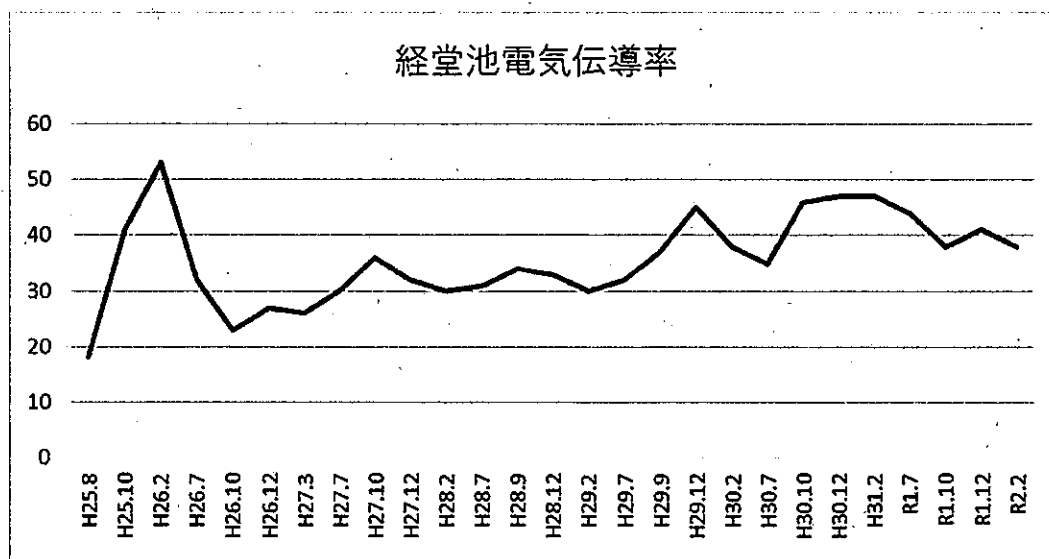
なお、遮水の有効性については、遮水壁内外の水位等で確認する計画です。

- ② 家庭系ごみの影響について、調査結果の数値はいずれも環境基準以下とのことであるが、周辺の場所と比較して相対的にみると高い数値ではないかと。C-7地点では電気伝導度が100前後で推移しているが、これは上流側のC-8地点と比較しても2倍以上高く、処分場と関係のない地点と比較しても高い数値だと考える。現時点での県の考え方としては「家庭系ごみによる水質への影響はあるが、環境基準の超過はなく、異常な数値も出ていない。今のところ、家庭系ごみが具体的に被害を与えることはないと考えている」ということか。

⇒ 遮水壁外の家庭系ごみがC-7の電気伝導度に影響を与える可能性はあると考えていますが、現時点では、C-7の電気伝導度は相対的に高いものの有害物質は環境基準を超過していないので、家庭系ごみが具体的に被害を与えている状況にはないものと考えています。今年度も引き続き経過を注視します。

- ③ 経堂池の水質検査を工事終了後も継続していただきたいと思います。電気伝導率がKs2層の処分場下流地域と経堂池で同じ様な推移を示しております。調整池の水質は跡地に降った雨水ですので異常値が出るとは考えられません。異常値が出れば経堂池の水質検査を実施するのでは経堂池の検査は最初からしないと言っているのと同じです。工事が完璧に行われていればKs2層の水質も経堂池の水質も改善して行くものと考えます。想像では無く、水質検査を継続し報告して戴きたくお願い致します。

前回の協議会で経堂池の電気伝導率は国道が開通してから冬の融雪剤の散布が経堂池に入り悪化していると言う発言がありましたが、国道の雨水は調整池を経由して濁池（三ツ池）に入る構造となっています。融雪剤の散布の実績を国道事務所に確認し報告をお願い致します。

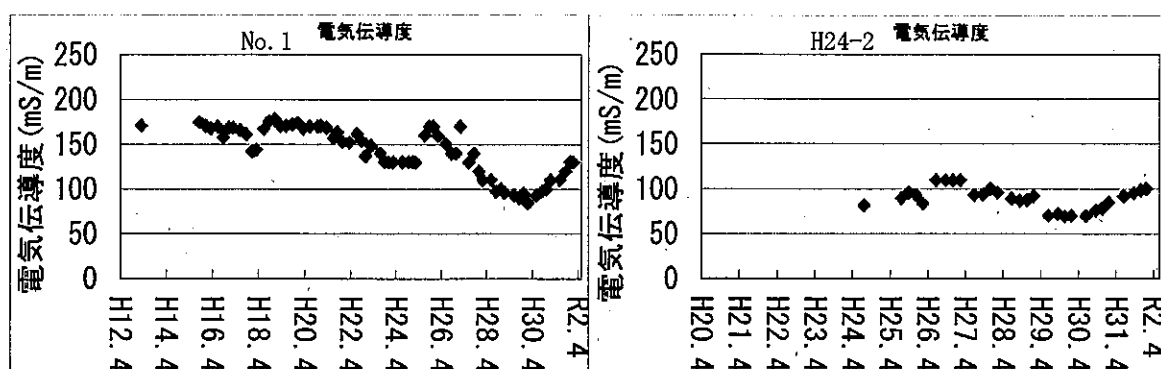


⇒ 経堂池の電気伝導度は、平成 26 年秋頃から平成 29 年頃まで上昇傾向となっており、その後は横ばいで推移しています。一方、ご指摘の旧処分場下流の Ks2 層地下水 (No. 1 や H24-2) については、下図のとおり平成 26 年頃からしばらくは減少傾向を示し、平成 30 年春頃から上昇傾向に転じており、両者の上下動の時期は異なった傾向を示しており、関連性はないものと考えております。

しかし、ご要望の趣旨もよく分かりますので、調査方法の見直しを行ったうえで、調査の継続について検討したいと思います。

また、国道 (H28. 3. 19 開通) の雨水について国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所草津維持出張所に確認したところ、「経堂池には一部の区間で路面排水が流入している構造になっている。」とのことであり、現地でも確認しました。また、「融雪剤の散布については、予防散布として塩化ナトリウムを通常 10 g/m²、積雪があると塩化カルシウムを散布しており、散布の回数は年に 1～2 回程度である。経堂池付近の側道は、現在栗東市が管理されている。」とのことでした。

なお、側道における散布について栗東市に確認したところ、「融雪剤の散布路線ではない。」とのことでした。



④ C-7、C-8、C-9 と家庭系ごみとの件で、3井戸は、家庭系ごみの影響を確認するための井戸で、C9 と C7 の間に家庭系ごみがあると思いますが、県は、C-9 の水が家庭系ごみの影響を受けて C-7 の水になっていると考えていますか？

鉄については C-7 より C-9 の方が高いようですが、県はどのように考えていますか？（30 回の資料の採水状況でも C-9 の方が赤茶色。）

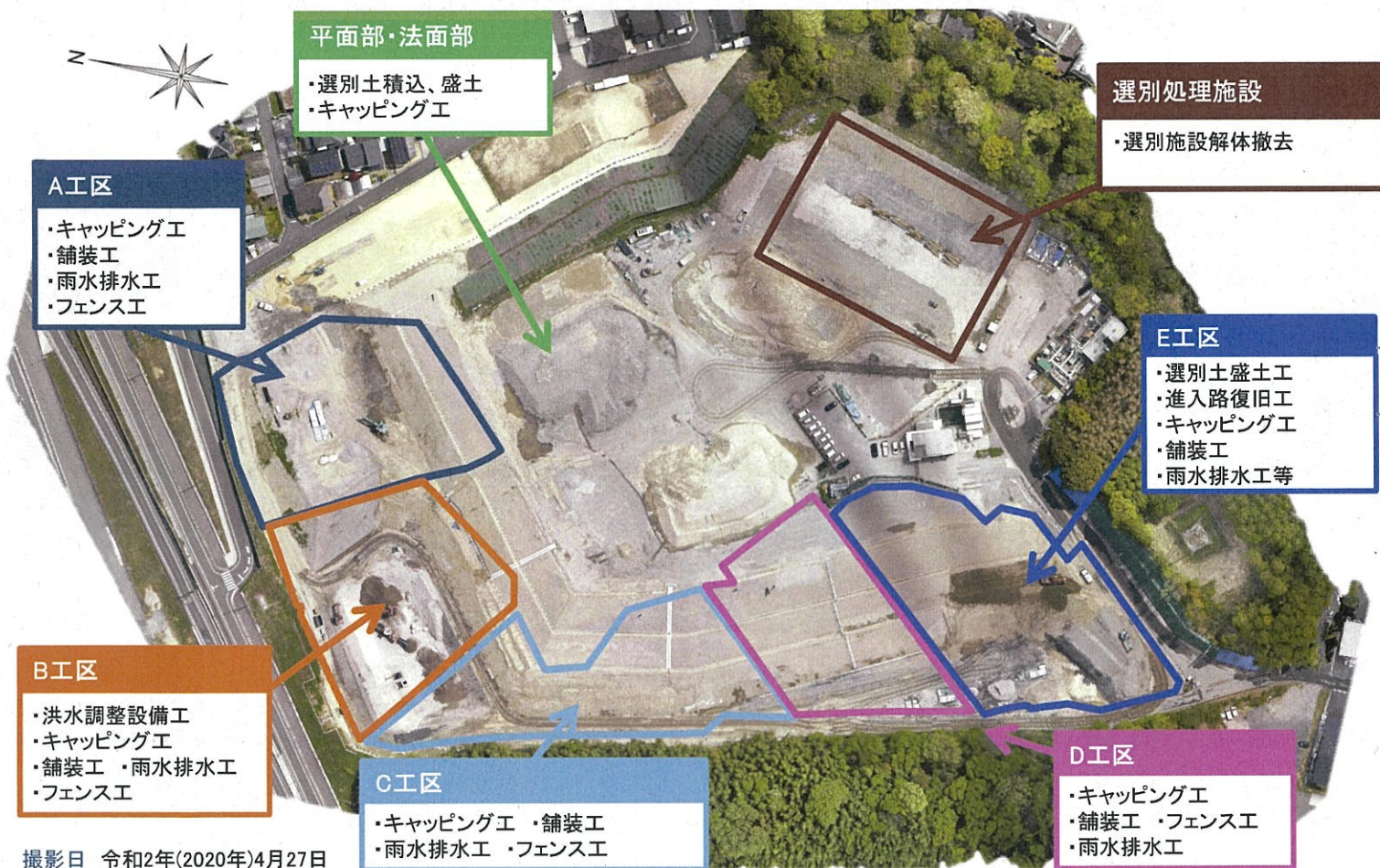
⇒ C-9 付近から北方向に流れていく地下水と、C-8 付近から東方向に流れていく地下水が合流し、家庭系ごみの範囲を通過したものが C-7 付近の地下水となると考えています。そのため、C-7 と C-9 を比較すると、鉄については C-8 付近の地下水による希釈の効果を受けている可能性があると考えています。

第34回旧RD最終処分場問題連絡協議会

工事の進捗状況について

令和2年(2020年)8月27日

令和2年度の工事施工箇所について



令和2年度 工程表 (案)

工 種	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		R3.1月		2月		3月	
	15	30	15	31	15	30	15	31	15	31	15	30	15	31	15	30	15	31	15	31	15	28	15	31
選別処理施設	解体撤去																							
選別土盛土																								
工事用進入路復旧工									電柱移設		進入路盛土等													
キャッピング工	法面部覆土				平面部覆土				シート張															
		旧シート撤去		モルタル吹付																				
舗装工											場内側・市道部舗装		進入路舗装											
洪水調整設備工	セメント改良土								シート張、張コン															
雨水排水工																								
フェンス工			万能堀撤去						万能堀撤去															
後片付け等	第33回 連絡協議会(書面)										第34回 連絡協議会(8/27)													
																					後片付け・書類整理	検査		

※現時点の工程であり、天候や作業状況等により変更が生じる場合があります。 - 2 -

A工区の状況

進捗状況

- ・仮置き選別土のすきとり、覆土や排水側溝の整備を実施

- 写真 ① 選別土すきとり状況
② 排水側溝整備状況
③ 覆土の法面整形状況



B工区の状況

進捗状況

- ・覆土の法面整形や排水側溝の整備を実施
- ・洪水調整設備工の整備を実施

- 写真 ① 覆土の法面整形状況
② 排水側溝整備状況
③ 洪水調整設備工の整備状況



CD工区の状況

進捗状況

- ・排水側溝やキャッピングシートの整備を実施

- 写真 ① 排水側溝設置状況
② キャッピングシート整備状況



E工区の状況

進捗状況

- ・排水側溝や覆土の法面整形の整備を実施

- 写真 ① 排水側溝整備状況
② 西市道の盛土状況
③ 覆土の法面整形状況



平面部の施工状況

進捗状況

- ・ 選別土の積込・敷均し状況



撮影日 令和2年(2020年)5月11日

①



撮影日 令和2年(2020年)5月20日

②

平面部の施工状況

進捗状況

- ・ 覆土の敷均し状況



撮影日 令和2年(2020年)8月3日

①



撮影日 令和2年(2020年)7月31日

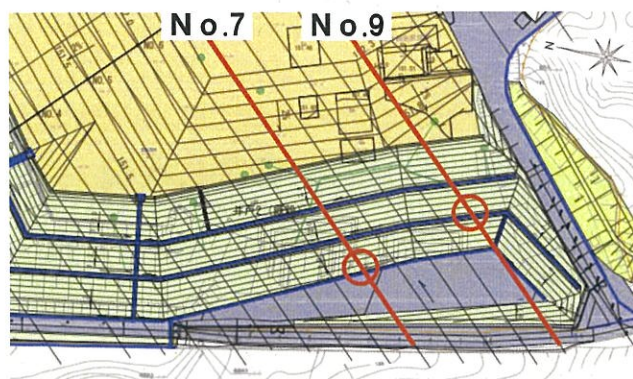
②

覆土の施工状況

進捗状況

- ・法面部の覆土施工後の基準高、勾配の確認を実施

写真 ① 測線No.9 2段目
② 測線No.7 3段目 (1:2.0)

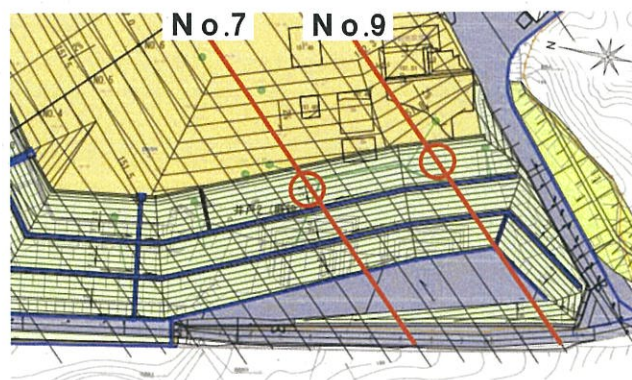


覆土の施工状況

進捗状況

- ・法面部の覆土厚(50cm以上)の確認を実施

写真 ① 測線No.7 1段目 (51cm)
② 測線No.9 1段目 (52cm)



北尾団地広場側の状況

進捗状況

- ・シートの撤去・除草、ラス金網の設置、モルタル吹付を実施

- 写真 ① シート撤去・除草状況
② ラス金網の設置状況
③ モルタル吹付施工状況



撮影日 令和2年(2020年)5月12日

①



撮影日 令和2年(2020年)6月5日

②

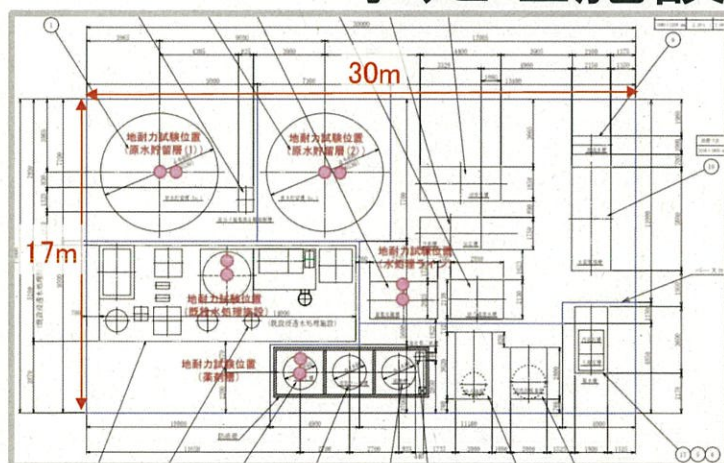


撮影日 令和2年(2020年)8月4日

③

水処理施設の地盤調査

第32回連絡協議会(R2.2.13)
における質問対応



測点		許容支持力 (kN/m^2)		設計支持力 (kN/m^2)
原水貯留槽(1)	①	45.3	52.7	50
	②	60.0		
原水貯留槽(2)	①	101.6	100.0	50
	②	98.3		
水処理ライン	①	125.5	119.7	20
	②	113.8		
薬剤槽	①	160.0	145.1	15
	②	130.1		
既設水処理施設	①	120.0	115.9	20
	②	111.8		



撮影日 平成26年(2014年)7月3日

①



撮影日 平成26年(2014年)3月6日

②

資料3

令和2年度第1回 モニタリング調査結果について

令和2年(2020年)8月27日

[illegible]

調査日

◆ 令和2年(2020年)5月28日、6月15日(経堂池のみ)

浸透水の移流拡散概念図



- ◆ 廃棄物土層が側面で地下水(Ks3)帯水層に接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散している。
- ◆ 底面の粘土層が破損し、廃棄物土層が底面で地下水(Ks2)帯水層に接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散している。
- ◆ 廃棄物土層を構成する成分のうち、水の流動とともに移動しない物質については廃棄物土を分析し、移動する物質については水質を分析することで重金属等の濃度を把握している。

(調査方法およびグラフの記載について)

- Ks3の地下水採水地点のうちH24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。また、C-9は、水量が少なかつたためダイオキシン類以外を測定した。
- C-7、C-8、C-9を除く上記の調査地点において過年度に環境基準を超過した項目(ヒ素、ふっ素、鉛、水銀、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)および電気伝導度の経年変化を帯水層ごとにグラフ化した。
- グラフ横軸の始点は、過年度的全調査結果をプロットできるH20(2008).4とした。ただし、No.1はH12(2000).4、H16-No.5はH18(2006).4とした。
- 定量下限値未満の場合、定量下限値にプロットした。なお、水銀は定量下限値と環境基準値が同じで、検出・不検出の区別ができないことから定量下限値未満の場合、0にプロットした。注) プロット: データをグラフ上に点で示すこと。
- 平成22(2010)年度まで、採水はベアラを用いていたが、井戸ケーシングとの隙間が小さいため、孔内水が攪乱されて井戸の底等の堆積物が巻き上げられ、試料への混入が避けられなかった。このため、平成23(2011)年度から、有害物調査検討委員会の意見をもとに、採水方法を水中ポンプに変更するとともに、孔内水量の4倍量程度をパージした後、水質の安定を確認した上で採水することとした。この結果、堆積物が混入しなくなり、堆積物に吸着・含有されているもの、水に溶出しにくく、水の流れとともに下流に流出しにくい物質(ヒ素、鉛、ダイオキシン類)の濃度は大きく低下した。注) 処分場に由来しない土壌粒子にも、ヒ素、鉛、ダイオキシン類が吸着・含有されている場合がある。
- 浸透水調査地点のうち、A-3については分析に必要な水量を確保できなくなつたため、H26(2014).2.20からNo.1揚水井戸に調査地点を変更した。その後、No.1揚水井戸を工事に伴い撤去したため、H28(2016).9.15からNo.3揚水井戸に調査地点を変更した。H16-No.5については工事に伴い近づけなくなり、また、近傍に適切な井戸がないため、H28(2016).9.15から休止中である。H24-S2およびH24-S2(2)については、平成26(2014)年度に鉛直遮水壁の施工に伴い撤去したため、それぞれの代替井戸として同じ地下水帯水層に設置したH26-S2およびH26-S2(2)においてH27(2015).7.6から調査を開始した。No.4-1については、その区域で掘削工事を開始したため、H30(2018).6.26をもって調査を終了した。No.3揚水井戸は浸透水排水・揚水設備が完成したため、揚水ピットに一本化し、R1(2019).9.26をもって調査を終了した。
- H29(2017).6.26に実施したH26-S2(2)およびH24-4のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を満たさなかつたため、参考値として取り扱う。H29(2017).9.20に実施したH24-2(2)のダイオキシン類の測定結果については、内部精度管理試験において必要な基準を著しく逸脱したため、再採取および再分析を行った。

調査結果

BOD・COD

- 廃棄物処理法で定める安定型最終処分場の浸透水の維持管理基準超過地点

【浸透水】:なし

ひ素

- 地下水環境基準超過地点
【浸透水】:なし
【地下水(Ks3)】:なし
【地下水(Ks2)】:H24-7、H26-S2、No.3-1
- 概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

電気伝導度

- H24-2(2)はH25.7以降低下傾向である。
- No.1、H24-2については、H30(2018).6以降上昇傾向である。
- No.1-1については、H27(2015).9以降、それ以前の値に比べてやや高い状態である。
- No.3-1については、H30(2018).11以降上昇傾向であったが、今回大きく低下した。
- 揚水ピットについては、前回より上昇した。

ふっ素

- 地下水環境基準超過地点 なし
- ほぼ横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

カドミウム

- 浸透水調査地点の揚水ピットで環境基準以下の0.0022mg/L検出された。(環境基準:0.003mg/L)

調査結果

ほう素

- 地下水環境基準超過地点

【浸透水】:なし

【地下水(Ks3)】:H26-S2(2)

【地下水(Ks2)】:なし

- H26-S2(2) は、引き続き環境基準値を超過しており、環境基準値付近を推移している。
- 揚水ピットは、環境基準値前後で横ばい傾向である。
- その他の地下水は経年的に見るとほぼ変化なく推移している。環境基準値を超過している地点もあるため、今後もモニタリングを重ね、結果を注視していく。

鉛

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

水銀

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

1,2-ジクロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- 調査した全地点で不検出であった。

クロロエチレン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- K-1でわずかに検出された。

1,4-ジオキサン

- 地下水環境基準超過地点 なし
- H26-S2(2)については、環境基準値の6～8割程度を推移している。
- その他の地点については、変動があるが、経年的に見て低下傾向にある。

ダイオキシン類

- 環境基準超過地点 なし

家庭系ごみの影響に関する調査について

令和2年度

調査地点		C-7			C-8			C-9			地下水 環境基準
採水年月日		R2.5.28		平均値	R2.5.28		平均値	R2.5.28		平均値	
現場 測定 項目	気温 ℃	23.0			24.0			24.5			-
	水温 ℃	18.8			16.8			17.1			-
	採水深度 (GLより) m	4.00			6.66			3.12			-
	pH	6.3		6.3	5.1		5.1	6.7		6.7	-
	BOD mg/L	0.5		0.5	<0.5		<0.5	<0.5		<0.5	-
	COD mg/L	3.4		3.4	1.3		1.3	3.8		3.8	-
	SS mg/L	20		20	2.7		2.7	32		32	-
	EC mS/m	79		79	32		32	51		51	-
	カドミウム mg/L	<0.0003		<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003		<0.0003	0.003以下
	砒素 mg/L	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	0.01以下
	ふっ素 mg/L	<0.08		<0.08	<0.08		<0.08	<0.08		<0.08	0.8以下
	ほう素 mg/L	0.3		0.3	<0.1		<0.1	0.2		0.2	1以下
	鉛 mg/L	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	0.01以下
	総水銀 mg/L	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.0005以下
	PCB mg/L	不検出		不検出	不検出		不検出	不検出		不検出	不検出
	トリクロロベンゼン mg/L	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	0.01以下
	1,1-ジクロロベンゼン mg/L	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.01以下
	1,2-ジクロロベンゼン mg/L	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	0.1以下
	1,2,3-トリクロロベンゼン mg/L	<0.004		<0.004	<0.004		<0.004	<0.004		<0.004	0.04以下
	1,2,4-トリクロロベンゼン mg/L	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	-
	1,2,4,5-テトラクロロベンゼン mg/L	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	-
	ベンゼン mg/L	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	0.01以下
	クロロエチレン mg/L	<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	0.002以下
	1,4-ジクロロベンゼン mg/L	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	0.05以下
	ダイオキシン類 pg-TEQ/L	0.034		0.034	0.024		0.024	-		-	1以下
	鉄 mg/L	2.2		2.2	0.13		0.13	19		19	-
	マンガン mg/L	3.0		3.0	0.23		0.23	2.9		2.9	-
	溶解性鉄 mg/L	0.95		0.95	0.02		0.02	4.4		4.4	-
	溶解性マンガン mg/L	2.7		2.7	0.21		0.21	2.9		2.9	-
	全窒素 mg/L	0.58		0.58	0.56		0.56	1.56		1.56	-
	全りん mg/L	<0.05		<0.05	<0.05		<0.05	<0.05		<0.05	-

PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

アーカイブの作成について

令和2年（2020年）8月27日（木）

アーカイブとは？

- 「アーカイブ」とは
後世代のために、記録を取りまとめ保管すること
- 作成目的
これまでの取組の記録をまとめ、振り返る
⇒ 今後の廃棄物行政に生かす
- 内容
 - ① 記録のまとめ
 - ② RD問題の振り返り
- 対象とする時期
昭和54年（旧RD最終処分場の設置）以降

記録のまとめ

記録に残すべきこと

- どんな工事をした？
- どこから、どんな物が出てきた？
- 住民・市・県は、どんな話し合いをした？
など……



記録のまとめ
(ビジュアルで、わかりやすく)

R D問題の振り返り

処分場の実態

どんな違法行為が
行われていた？

なぜ、悪臭や水質
汚染が発生した？



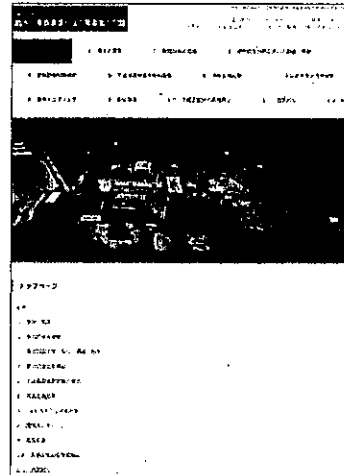
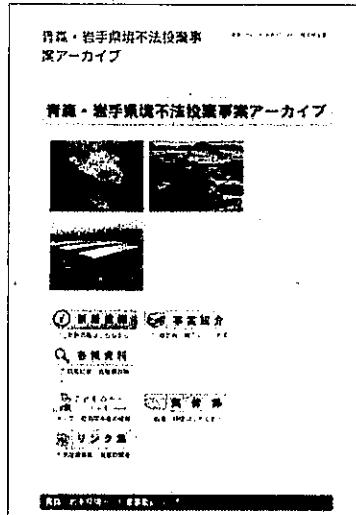
県の対応

同様の事案を繰り返さないために、
何が必要か？

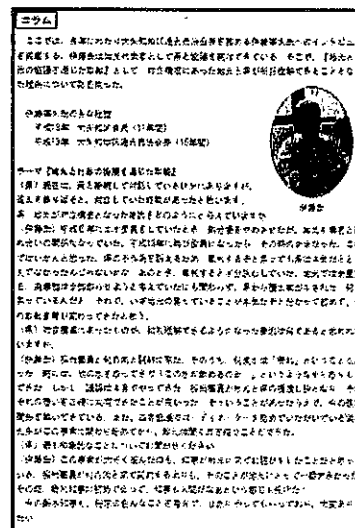
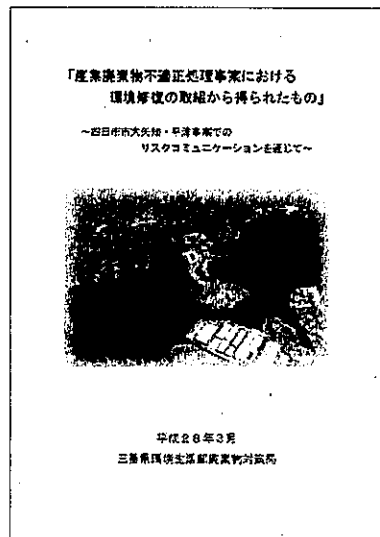


R D問題の振り返り

作成イメージ（記録のまとめ）



作成イメージ（振り返り）



今後の取組

皆様との取組

ご意見の聞き取り

皆様への
インタビュー



県による取組

内容・構成等の
検討

過去の資料を活用
し、振り返り



アーカイブの作成

資料5

跡地利用検討の進め方について

令和2年（2020年）8月27日（木）

跡地の現況



今後の進め方（イメージ）

- 跡地利用について話し合う場の設定
- 制約となる点の整理、先行事例の研究
- 幅広いご意見の聞き取り

跡地利用について話し合う場の設定 （イメージ）

- ① 話し合う内容
 - ・ 県からの情報提供（先行事例の紹介等）
 - ・ 皆様のご意見の聞き取り、意見交換
- ② 形式、メンバー
 - ・ 連絡協議会の設置要綱とは別の要綱を定め、別の場として運営
 - ・ 連絡協議会のメンバーを中心としつつ、皆様のご意見をお聞きしたうえで、関係する方に加わっていただくことも想定
- ③ スケジュール
 - ・ 令和3年度以降、連絡協議会と同日に開催

処分場跡地としての制約

- 敷地の形状
- 対策工の機能維持
- 法令上の制約
- 有効性確認 など

今後の流れ（イメージ）

跡地利用について話し合う場の設置



ご意見の聞き取り・県からの情報提供



用途の話し合い

県議会等への説明
予算の議決 など



跡地利用

目標の達成
(R5年3月)

有効性の確認
(R8年3月)

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年6月10日栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市の農業に関する基本的な方針である栗東市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定作業を推進するにあたり、栗東市農業振興基本計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 プロジェクトチームは、基本計画の策定にあたり、策定作業の各段階における相互調整や内容精査、情報共有などを行い、関係所管の実務内容を基本計画にきめ細かく反映させるために設置する。

(任期)

第3条 プロジェクトチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から基本計画の策定日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 プロジェクトチームを構成するチーム員は、基本計画の策定に関与する所管の課長補佐もしくは係長級・主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 プロジェクトチームを代表する者（以下「チーム長」という。）は、環境経済部長があたるものとする。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、環境経済部農林課において処理する。

2 活動経費は、環境経済部農林課において予算化し、及び処理を行うものとする。

3 リーダーは、環境経済部農林課の課長があたるものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 リーダーは、プロジェクトの目的を遂行するため、活動方法及び活動内容について、提案し、指導する。

3 チーム長に事故があるときは、環境経済部農林課長がその職務を代理する。

(成果物)

第7条 プロジェクトチームは、基本計画策定作業の各段階において活動し、各所管の代表としての意見書等をチーム長に提出する。

2 チーム長は、チーム員より集約した意見書等をとりまとめ、市長に報告書を提出する。

(資料提出等の協力)

第8条 プロジェクトチームは、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年9月3日から施行する。
- 2 この要綱は、栗東市農業振興基本計画の策定日をもって、その効力を失う。

栗東市農業振興基本計画策定プロジェクトチーム

【関係部署一覧】(案)

	所属名	人員	主な目的など	備考
	議事課			
市民政策部	元気創造政策課	1	総合計画・国土利用計画との調整	
	秘書広報課			
	財政課	1	財政計画との調整	
	自治振興課	1	市民参画に関する調整	
	危機管理課	1	防災等に関する調整	
総務部	総務課			
	税務課	1	土地利用等の調整	
	人権政策課			
	ひだまりの家			
	総合窓口課			
健康福祉部	社会福祉課			
	保険年金課			
	障がい福祉課	1	農福連携関連	
	長寿福祉課	1	高齢者等福祉関連	
	健康増進課	1	食育推進計画関連	
子ども青少年局	子育て応援課	1	食育推進計画関連	
	発達支援課			
	幼児課	1	食育推進計画関連	
環境経済部	環境政策課	1	鳥獣被害等調整	
	環境センター			
	農林課			事務局
	企業立地推進課	1	土地利用等の調整	
	商工観光労政課	1	6次産業化等調整	
建設部	道路・河川課			
	国・県事業対策課	1	一級河川等ほか調整	
	住宅課	1	空き家・住宅宅地供給の調整	
	土木管理課			
	交通政策課			
	都市計画課	1	都市マスとの調整	
	上下水道課			
	会計課			

教育部	教育総務課			
	学校給食共同調理場	1	食育推進計画関連	
	学校教育課	1	食育推進計画関連(田んぼのこ)	
	学校教育課(幼稚園担当)			
	人権教育課			
	生涯学習課	1	市民参画に関する調整	
	スポーツ・文化振興課			
	図書館			
	監査委員事務局			
	農業委員会事務局	1	農地利用に関する調整	
	選挙管理委員会			
合計		20		

栗東市農業振興基本計画策定及び農業振興地域整備計画見直し業務 工程表（案）

項目	摘要	担当	令和2年度												令和3年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
①現状把握	関係書類収集・整理	市・業者																								
	農業関係組織意見聴取	市・業者																								
	企業等ヒアリング	業者																								
②アンケート	対象市民・農業者抽出	市・業者																								
	アンケート内容検討	業者																								
	アンケート配布・回収	業者																								
	集計・現状分析	業者																								
③計画の検討	課題抽出・分析	業者																								
	地域の特徴・目標検討	業者																								
	市町村構想との整合	市・業者																								
④施策の検討	目標・施策の提案	業者																								
	素案作成	業者																								
⑤農業振興地域整備計画見直し		市・業者																								
⑥検討部会・プロジェクトチーム	設置	市																								
	会議の開催	市																								
⑦農業関係者との意見交換会		市																								
⑧意見聴取	パブリックコメント	市・業者																								
⑨議会	議会	市																								
⑩まとめ	計画書集約・策定	業者																								
⑪成果品	成果品提出	業者																								

- 第1回
- ・計画の概要
・現況整理
・意向調査
- 第2回
- ・意向調査の結果
・栗東市の農業のあり方について
- 第3回
- ・地域の将来像について
・基本計画（骨子）の検討
- 第4回
- ・基本計画（素案）の検討
- 第5回
- ・基本計画（修正）の検討
・パブコメの実施について
- 第6回
- ・パブコメの結果について
・基本計画（最終案）

施設名称	現状と課題	事業の継続の必要性	当面望まれる経営体・管理・運営のありかた	利用増に向けた取組（経営戦略）	次期指定管理への反映内容	将来的な管理・運営体制にむけて
栗東市立 農林業技術センター	＜特定の団体の利用に限定されている＞ ・森林組合等の事務所としても活用されており、団体の事務所の維持管理費を市が支払っている構造となっており、市の施設としての位置づけ、支出の妥当性の再確認が必要。 ・広く一般市民が利用する施設ではなく、特定の団体が利用する施設となっており、目的・事業内容の精査が必要。	＜施設としては継続が望まれる＞ ・現状では森林組合の拠点として活用され、地域振興上の役割を一定果たしており、施設としては継続すべきであるが、位置づけ・目的・事業内容等の精査が必須である。	＜目的・事業内容等の精査＞ ・収益施設ではないため、地域産業の振興を担う公的役割を果たせる、森林組合のような地域団体が望まれる。 ・当面は指定管理者制度を継続。 ・集落コミュニティの醸成の場としての利用の検討。	＜新たな取り組み＞ ・農林業等の体験など市民との距離を縮める取り組みなどが求められる。 ・地域コミュニティの場としての活用。	（令和2年度） 栗東市の山林および施業に精通し、市内の山林所有者に専門性を活かし、山林の維持管理や施業計画の立案を任せられるなど、農林業の向上に資する業務を行っている業者を選定する。 （令和3～7年度） 譲与を視野に関係機関と協議を行う。	・次年度以降の管理方式を変更するには時間的に厳しく、森林組合との協議等を経て今後の方向性を議論する。
施設名称	現状と課題	事業の継続の必要性	当面望まれる経営体・管理・運営のありかた	利用増に向けた取組（経営戦略）	次期指定管理への反映内容	将来的な管理・運営体制にむけて
栗東市立自然活用 総合管理棟 （道の駅）	＜経営収支の改善策が必要＞ ・飲食店の経営として妥当なのか分析が必要。 ・賃金増は状況によるが、増分に見合う収入計画が必要。 ＜サービスの充実・向上の必要性＞ ・レストランの魅力向上による食事の売上の向上。 ・売上品目のデコ入れ（原価率のよい商品やサービスの導入）が必要。 ＜利用者数アップの可能性はある＞ ・県内の道の駅、観光施設等と規模や状況は異なるが、県では全般的に観光入込数は増加傾向にあり、今後の方向性（利用者にとって魅力ある施設）によっては利用者数増の可能性はある。	＜魅力ある施設として再構築必要＞ ・情報発信機能を有し対象施設周辺の中核的施設であり、今後もその役割を担うべきである。 ・十分ではないが地元雇用にも貢献している。 ・継続する上では利用者にとって魅力ある施設としての再構築が必要である。	＜物品販売、レストランの充実＞ ・3施設（道の駅・バンガロー・森遊館）については、相乗効果を得るためにも連携が不可欠である。 ・情報発信等の中核的役割を担う施設として、物品販売体制の強化、レストランの充実。 ・体験事業等の再検討が必要。 ・個別施設計画を策定し、計画的な維持補修が必要である。 ・当面は指定管理者制度を継続。	＜レストランメニューや販売商品開発＞ ・レストランのコンセプトの明確化 ・情報発信機能の強化 ・市内観光施設との連携（市街地からの誘導） ・市内他部署（商工観光労政課等）との連携 ・売上品目のデコ入れと商品開発 ・冬季利用割引券（商品券）の配布	（令和4～6年度） コロナ禍の状況を踏まえながら、次期指定管理期間にサウンディング市場調査を導入するなど、民間の活力を活用しつつ、地元の意向を聞き取り、施設のあり方を検討する。	・地元住民の意向聞き取り ・地域振興における施設のあり方について話し合える場づくり ・レストラン等に民間企業への委託が可能な仕組みづくり ・将来的にはサウンディング型市場調査導入の検討
こんげの里 バンガロー村	＜閑散期における需要喚起策が必要＞ ・施設数が限られている中で、春・夏のピーク月の稼働率上昇は難しいため、閑散期のイベント・企画や周辺施設との連携等により、新たな需要を生み出す必要がある。	＜宿泊施設として重要な役割＞ ・自然にふれあえる場の提供など、事業目的を果たしている。 ・滞在型施設（宿泊）は来訪者増をめざす上で重要な要素であり、継続すべきである。 ・年間を通じた稼働率アップに向けた対策は必須となる。	＜3施設が連携した経営＞ ・3施設（道の駅・バンガロー・森遊館）については、相乗効果を得るためにも連携が不可欠である。 ・交流体験事業の再検討。 ・個別施設計画を策定し、計画的な維持補修が必要である。 ・当面は指定管理者制度を継続。	＜周辺施設との連携＞ ・宿泊施設と運動したイベント・コンテンツの充実 ・通年の着地型観光の開発 ・冬季宿泊割引券の配布	（令和4～6年度） コロナ禍の状況を踏まえながら、次期指定管理期間にサウンディング市場調査を導入するなど、民間の活力を活用しつつ、地元の意向を聞き取り、施設のあり方を検討する。	・地元住民の意向聞き取り ・地域振興における施設のあり方について話し合える場づくり ・民間企業の参入が可能な仕組みづくり ・将来的にはサウンディング型市場調査導入の検討
栗東市立 森林体験交流センター（森遊館）	＜グラウンドゴルフ以外の収益性の柱が必要＞ ・当初計画にはなかったグラウンドゴルフへの依存度が高い（他施設も含めて）ため、この利用の是非が収益を左右する状況下にある。 ＜林業振興に繋がる取り組みが必要＞ ・本来の事業目的に即した新たな取り組み等を事業の柱となるように育成し、安定した収益を得る必要がある。 ・比較的施設は新しく、立地特性や周辺環境・資源を活かした取り組み等ができれば利用者数増の可能性はある。 ・食事・グラウンドゴルフ利用者が多く、本質的な林業振興という目的に繋がっているか疑問が残る。	＜団体利用のための存続価値高い＞ ・雇用拡大に貢献し、林業体験活動を行い、事業目的を果たしている。 ・大人数宿泊可能な施設として存続価値は高いが、より安定した収益構造への改善が必要である。	＜3施設が連携した経営＞ ・3施設（道の駅・バンガロー・森遊館）については、相乗効果を得るためにも連携が不可欠である。 ・交流体験事業の再検討。 ・個別施設計画を策定し、計画的な維持補修が必要である。 ・当面は指定管理者制度を継続。	＜周辺施設との連携＞ ・登山、フォレストアドベンチャー、体験事業等との連携 ・団体利用者確保のための広報強化 ・市内の地域活動団体との連携 ・福祉利用等の可能性検討 ・通年の着地型観光の開発 ・冬季宿泊、利用割引券の配布	（令和4～6年度） コロナ禍の状況を踏まえながら、次期指定管理期間にサウンディング市場調査を導入するなど、民間の活力を活用しつつ、地元の意向を聞き取り、施設のあり方を検討する。	・地元住民の意向聞き取り ・地域振興における施設のあり方について話し合える場づくり ・民間企業の参入が可能な仕組みづくり ・将来的にはサウンディング型市場調査導入の検討

「第四次 栗東市就労支援計画」の策定に向けた基本的な考え方について

●就労支援の基本理念

『本人の意欲と能力に応じて、働くことのできる社会の実現をめざす』

働く意欲のある市民が、生きがいや生活に必要な糧を得ることができる“就労”に携わるということは、大切な権利の一つです。それぞれが持っている個性や能力や経験、さらには、技能や技術をいかして働く事ができる社会の実現をめざします。

●就労支援の基本的な展開方針

(1) 就労相談・支援体制の確立

就労支援相談員を中心に就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関とのさらなる連携の充実。

(2) 新たな制度・取組みの促進

就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を図るため、既存の制度の活用を図るとともに、新たな制度・取組みの促進。

(3) 企業・事業所との連携の強化

求人や障がい福祉サービス事業所への外注などに関する情報の収集を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携・情報交換・交流の機会づくりに努める。

また、栗東市事業所人権教育推進協議会と連携して、就職困難者等の就労の実現をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、啓発活動をより一層の充実を目指す。



●第四次栗東市就労支援計画（R3～R7）の策定に向けた基本的な考え方

第三次栗東市就労支援計画の検証を行い、関係各課から意見を集約や新たな課題等の整理を行い、第四次栗東市就労支援計画を策定する。

第四次 栗東市就労支援計画改定に向けたスケジュール

[illegible]

